（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等）

第六十条の十三　第二十九条第一項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等）の規定は令第百九十五条第二項第二号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する同項第一号に規定する総収入金額の合計額に相当する金額として財務省令で定める金額について、第二十九条第二項の規定は令第百九十五条第二項第三号に規定する同項第一号に規定する総収入金額の合計額に相当する金額として財務省令で定める金額について、第二十九条第三項の規定は令第百九十五条第二項第四号に規定する恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総利益の額の合計額として財務省令で定める金額について、第二十九条第四項の規定は同号に規定する恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価の額の合計額として財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「の総収入金額」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る総収入金額」と、同項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金（保険業法第百九十九条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法第百十六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金をいう。次号並びに次項第二号及び第三号において同じ。）」と、「支払備金」とあるのは「支払備金（同法第百九十九条の規定により読み替えられた同法第百十七条第一項（支払備金）に規定する支払備金をいう。次号並びに次項第二号及び第三号において同じ。）」と、同項第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第二項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金」と、同項第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第三項中「売上総利益」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総利益」と、「の棚卸資産」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る棚卸資産」と、「売上総原価」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価」と、同条第四項中「売上総原価」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価」と、「の棚卸資産」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る棚卸資産」と、それぞれ読み替えるものとする。

（外国税額控除を受けるための書類等）

第六十条の十四　第二十九条の二（適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項）の規定は法第百四十四条の二第六項（外国法人に係る外国税額の控除）において法第六十九条第十二項（外国税額の控除）の規定を準用する場合について、第二十九条の三第一項第一号から第三号まで及び第二項（外国税額控除を受けるための書類）の規定は法第百四十四条の二第十項において法第六十九条第十六項の規定を準用する場合について、第三十条（繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類）の規定は法第百四十四条の二第十項において法第六十九条第十七項の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条の二第一号中「代表者」とあるのは、「代表者（恒久的施設を有する外国法人にあつては、代表者及び恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者。次号において同じ。）」と読み替えるものとする。

第四節　申告、納付及び還付

第一款　中間申告

第六十一条を次のように改める。

（中間申告書の記載事項）

第六十一条　法第百四十四条の三第一項第二号（中間申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国法人の名称、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号及び次項第一号において「事務所等」という。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地

二　代表者の氏名及び法第百四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名

三　当該事業年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

2　法第百四十四条の三第二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国法人の名称、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその納税地と国内にある事務所等（恒久的施設に該当しないものに限る。以下この号において同じ。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地

二　代表者の氏名及び法第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名

三　当該事業年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

3　第一項の場合において、当該外国法人の提出する中間申告書に記載する法第百四十四条の三第一項第一号に掲げる金額につき同条第三項において準用する法第七十一条第二項又は第三項（中間申告）の規定を適用して計算したときは、その中間申告書に次に掲げる事項を付記しなければならない。

一　被合併法人の名称

二　適格合併の日

三　第一号に規定する被合併法人に係る法第百四十四条の三第三項において準用する法第七十一条第二項第一号若しくは第二号又は第三項に規定する被合併法人の確定法人税額等並びにその計算の基礎となつた事業年度の開始及び終了の日

4　第二項の場合において、当該外国法人の提出する中間申告書に記載する法第百四十四条の三第二項第一号に掲げる金額につき同条第四項において準用する法第七十一条第二項又は第三項の規定を適用して計算したときは、その中間申告書に次に掲げる事項を付記しなければならない。

一　被合併法人の名称

二　適格合併の日

三　第一号に規定する被合併法人に係る法第百四十四条の三第四項において準用する法第七十一条第二項第一号若しくは第二号又は第三項に規定する被合併法人の確定法人税額等並びにその計算の基礎となつた事業年度の開始及び終了の日

第六十二条中「（外国法人に対する準用）」を「（青色申告）」に改め、同条の表第五十二条第二号（青色申告承認申請書の記載事項）の項中「国内において行う事業又は国内にある」を「法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は」に改め、同表第五十二条第六号の項中「法第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する普通法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当する」を「恒久的施設を有する外国法人である普通法人の恒久的施設を有する」に、「同条第四号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）を「第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に、「第百四十一条第二号に定める」に、「法第百三十八条第二号に」を「同項第四号に」に、「法第百四十一条各号」を「同条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同表第五十三条（青色申告法人の決算）の項を次のように改める。

第五十三条（青色申告法人の決算）	その資産	法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得（以下この章において「国内源泉所得に係る所得」という。）に関連する資産
	取引	取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この章において同じ。）